

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十七年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人楽匠会

三 代表者の氏名

西岡 義雄

四 主たる事務所の所在地

天理市三島町一六七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、建築関係者及び一般消費者の建築に対する知識の向上に努め、一般消費者が正しい知識を得ることで、大工等の技能向上、消費者の保護及び地域安全に寄与する「まちづくり」の推進を図り、一般消費者の豊かな暮らしを実現することを目的とする。